

火災にあわれた方へ

- ※ この参考資料は、火災にあわれた際に、役場で行うことができる手続等の概要をまとめたものです。罹災後の手続きのすべて（民間保険等）を記載しているものではないことを前提としてご活用ください。
- ※ それぞれの手続きの詳細内容については、担当部署へお問い合わせください。
- ※ この冊子は、令和5年8月1日現在の内容で作成しています。

荏田町 総務課 危機管理室 防災担当
電話 093-588-1037

目 次

○ 罹災証明書の発行	1
○ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給	1
○ 日本赤十字社より物資の支給	1
○ 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の再発行	1
○ 健康保険証（社会保険）の再発行	2
○ 印鑑登録証の再交付	2
○ マイナンバーカード（個人番号カード）の再発行	2
○ 年金証書・年金手帳（国民年金・厚生年金）の再発行	2
○ 町税の減免	3
○ 町税徴収猶予	3
○ 町営住宅への一時入居	3
○ 火災に伴う廃棄物の処理	4
○ 運転免許証の再発行	4

【連絡先電話番号一覧】

○ 菟田町消防本部	0 9 3 - 4 3 4 - 0 1 1 9
○ 菟田町福祉課（役場 2 階）	0 9 3 - 4 3 4 - 1 0 3 9
○ 菟田町住民課（役場 2 階）	0 9 3 - 4 3 4 - 1 8 3 3 ※住民登録関係
	0 9 3 - 4 3 4 - 1 8 4 8 ※年金・国保・後期関係
○ 菟田町税務課（役場 2 階）	0 9 3 - 4 3 4 - 1 1 1 5
○ 菟田町税務課収納管理（役場 2 階）	0 9 3 - 4 3 4 - 1 8 4 6
○ 菟田町都市計画課（役場 1 階）	0 9 3 - 4 3 4 - 6 5 2 1
○ 菟田町環境課（役場 2 階）	0 9 3 - 4 3 4 - 1 8 3 4
○ 菟田町総務課危機管理室（役場 3 階）	0 9 3 - 5 8 8 - 1 0 3 7
○ 日本年金機構 （小倉南年金事務所）	0 5 7 0 - 0 5 - 1 1 6 5 0 9 3 - 4 7 1 - 8 8 7 3
○ 福岡県行橋警察署	0 9 3 0 - 2 4 - 5 1 1 0

★ 公共サービス（問い合わせ先）

○ 電話	（NTT 1 1 3、携帯電話・PHS からは 0 1 2 0 - 4 4 4 - 1 1 3）
○ 電気	（九州電力行橋営業所 0 1 2 0 - 9 8 6 - 1 0 3）
○ プロパンガス	（取扱業者にお問い合わせください。）
○ 水道	（菟田町上下水道課 0 9 3 - 4 3 4 - 1 9 8 9）
○ 郵便	（菟田郵便局 0 9 3 - 4 3 4 - 2 4 0 3）

○ 罹災証明書の発行

(荻田町消防本部) 電話 093-434-0119

「罹災証明書(火災の場合)」は消防本部が発行する証明書で、火災保険の申請や罹災建物の滅失登記、各種減免の申請や税金の雑損控除などの際に必要となります。消防本部にて所定の様式に必要事項を記入のうえ、申請してください。

○ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

(荻田町福祉課 役場2階) 電話 093-434-1039

住家が半焼、全焼した場合には、見舞金を受けることができますので、詳しくは担当へお問い合わせください。

被害状況	金額	必要書類
火災による死亡者	一人につき 20万円	・申請書 ・罹災証明書
全焼した場合	一世帯につき 10万円	
半焼した場合	一世帯につき 5万円	

○ 日本赤十字社より物資の支給

(荻田町福祉課 役場2階) 電話 093-434-1039

火災により住宅の被害を受けた方々へ下記の基準にて日本赤十字社から物資の支給があります。

品名 区分	毛布	タオルケット	緊急セット	タオルセット	医療品セット
全焼	1名につき1枚 ※夏季(7月~9月)以外に交付	1名につき1枚 ※夏季(7月~9月)に交付	1世帯 1組	1世帯 2組	1世帯 1組
半焼			1世帯 1組	1世帯 1組	1世帯 1組

○ 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の再発行

(荻田町住民課 役場2階) 電話 093-434-1848

被保険者または同一世帯の方が住民課窓口で再発行の手続きを行えます。その他の方が行われる場合は、委任状が必要です。

この際、手続きをされる方の本人確認のできる書類(運転免許証など顔写真の付いた公的証明書)が必要です。

本人確認のできる書類がない場合は、担当へお問い合わせください。

※ 一部負担金（医療機関で受診する時の窓口負担）の減免については、国保年金担当へお問い合わせください。

○ 健康保険証（社会保険）の再発行

保険証の再発行につきましては、お勤め先の担当へお問い合わせください。

○ 印鑑登録証の再交付（無料）

（荻田町住民課 役場2階） 電話 093-434-1833

申請されるご本人様が、「罹災証明書」と登録する印鑑を持参し、住民課の窓口で「印鑑登録証亡失届・印鑑亡失届書」と「印鑑登録申請書」を提出し、手続きしてください。この際、本人確認をしますので、本人写真が貼付されている公的証明書（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど）の掲示が必要になります。公的証明書がない場合は、「照会書発送」になり後日の登録になります。

○マイナンバーカード（個人番号カード）の再発行（無料）

（荻田町住民課 役場2階） 電話 093-434-1833

荻田町役場住民課へ「罹災証明書」と「本人確認書類」を持参していただき、再発行の申請書を提出していただきます。詳しくはお問い合わせください。

○ 年金証書・基礎年金番号通知書（国民年金・厚生年金）の再発行

（荻田町住民課 役場2階） 電話 093-434-1848

（年金ダイヤル）電話 0570-05-1165

●年金証書

小倉南年金事務所で申請してください。なお、再交付までに、1～2ヶ月程度かかります。

●基礎年金番号通知書（現在加入している年金によって申請先が異なります。）

国民年金加入中の方は、住民課窓口で申請ができます。この際、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど）の提示が必要です。

なお、基礎年金番号通知書は小倉南年金事務所から郵送されるため、再交付までに1ヶ月以上かかります。お急ぎの方は小倉南年金事務所で申請してください。

厚生年金や共済年金加入中の方は、勤務先を通じて再交付の手続きを行ってください。

○ 町税の減免

(荏田町税務課 役場2階) 電話 093-434-1115

火災により被害を受けた方には、町税の減免を受けられる場合があります。なお、減免を受けるには、申請が必要となります。詳しくは各担当にお問い合わせください。

税目	内容	必要書類	担当
国民健康保険税	居宅または家財の3/10以上が被害を受けた時、減免される場合があります。	・減免申請書 ・消防本部が発行した「罹災証明書」(コピー可)	税務課 町民税担当 内線226
町民税	居宅または家財の3/10以上もしくは事業に著しい被害を受けた時、減免される場合があります。		
固定資産税	資産の2/10以上が被害を受けた時、減免される場合があります。		税務課 固定資産税担当 内線227

○ 町税徴収猶予

(荏田町税務課収納管理担当 役場2階) 電話 093-434-1846

町税徴収猶予を受けられる場合がありますので、担当へお問い合わせください。

○ 町営住宅への一時入居

(荏田町都市計画課 役場1階) 電話 093-434-6521

火災により、住居を失ったときは、町営住宅へ入居できる場合があります。部屋の空き状況によりますので担当へお問い合わせください。

○ 火災に伴う廃棄物の処理

(環境課 役場2階) 電話 093-434-1834

苧田町のごみ処理は、固形燃料(RDF)を製造する処理をしているため、炭化物及び炭が付着したものの処理ができません。

処理ができる産業廃棄物業者等に解体処分に伴うものとして、依頼してください。

消火活動で濡れただけのごみ(炭が付着していない)を処理する場合は、処理手数料の減免を受けられる場合があります。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

○ 運転免許証の再発行

(行橋警察署) 電話 0930-24-5110

運転免許証をお持ちで焼失された方は、運転免許証の再発行を受けることができます。詳しくは、行橋警察署にお問い合わせください。